

2003年 9月30日制定

2020年12月24日改訂

2021年 1月 4日施行

第1条（責務）

- 申請者（以下、「甲」という。）及び一般財団法人 日本建築センター（以下、「乙」という。）は、「適合証明業務に関する協定書」（独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）と一般財団法人 日本建築センターとが締結）第11条に基づいたこの約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人 日本建築センター適合証明業務規程」（以下、「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。（い）
- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 乙は、適合証明業務の契約において、次の各号に掲げる次項について保証するものではない。
 - 各業務の対象となる住宅が、建築基準法その他の法令に適合すること。
 - 各業務の対象となる住宅に瑕疵がないこと。
 - 乙は、甲の提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な検査業務を行うことができなかった場合においては、検査結果について責任を負わない。
 - 甲は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター適合証明業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下、「支払期日」という。）までに支払わなければならない。（い）
 - 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地及び工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

第2条（業務期日）

- 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期日とする。（ほ）
- 設計検査業務 確認済証の交付日又は交付後の甲乙の合意した日
 - 中間現場検査業務 中間現場検査日の翌日
 - 竣工現場検査・適合証明業務 検査済証の交付日又は交付後の甲乙の合意した日
 - 賃貸住宅リフォームに係る工事計画確認業務 甲乙の合意した日
 - 賃貸住宅リフォームに係る現場検査・適合証明業務 甲乙の合意した日
- 2 乙は、甲が前条第7項、第8項及び第4条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

適合証明業務約款

頁 No.2/3

SR02-06

2003年 9月30日制定

2020年12月24日改訂

2021年 1月 4日施行

第3条（支払期日）

甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。（ほ）

- (1) 設計検査業務の申請手数料 設計検査業務期日の前日
- (2) 中間現場検査業務の申請手数料 中間現場検査日の前日
- (3) 竣工現場検査・適合証明業務の申請手数料 竣工現場検査予定日の前日
- (4) 賃貸住宅リフォームに係る工事計画確認業務の申請手数料 賃貸住宅リフォームに係る工事計画確認業務期日の前日
- (5) 賃貸住宅リフォームに係る工事適合証明業務の申請手数料 賃貸住宅リフォームに係る現場検査・適合証明業務期日の前日

第4条（設計検査の申請内容の変更）

甲は、設計検査通知書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の設計検査業務関係書類を提出しなければならない。

- 2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大規模なものにあっては、甲は、当初の計画に係る設計検査業務の申請を取り下げ、別件として改めて乙に申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第5条（甲の解除権）

甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

2003年 9月30日制定

2020年12月24日改訂

2021年 1月 4日施行

第6条（乙の解除権）

乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第7条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第8条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

第9条（準拠法と紛争の解決）

本契約は、日本国法に準拠するものとする。

- 2 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。
- 3 本契約に関する一切の紛争に関して、東京（本部）で申請を受理したものについては東京地方裁判所を、大阪事務所で申請を受理したものについては大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。（は）